

議案参考資料

[令和元年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

建築住宅課 住 宅 係

議案名

議案第50号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

収入の少ない60歳未満の単身者の居住の安定を図るため、市営住宅の入居時における同居親族要件を廃止しようとするものです。

概 要

現行条例においては、60歳以上の者、障害者等でなければ、単身者は市営住宅に入居することができないことから、市営住宅の入居資格要件から「同居親族があること」を削除するものです。

(施行期日：令和元年10月1日)

背景・経過

単身者についての入居要件緩和の要望、また、その必要性に鑑み、市営住宅において60歳以上又は障害者等でない単身者も、入居できるように条例改正するものです。

群馬県においても、住宅の確保に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)の推計や群馬県居住支援協議会による居住実態に関する調査の結果等から、収入の少ない60歳未満の単身者の生活困窮に伴う公営住宅の需要実態が確認されたため、平成31年4月1日に群馬県県営住宅管理条例を改正し、60歳未満の住宅確保要配慮者の同居親族要件を廃止しています。